

合宿免許入校に関する規約

第1条（申込み条件）

（1） 下記に該当する方は、入校できません。

- ① 法律で定められた年齢、運転経歴に達していない為、取得しようとする免許の受験資格がない方。
※運転経歴が不明な場合、運転経歴証明書が必要になります。
- ② 法律に定められた視力、深視力に満たない方、色盲の方、聴力、運動能力等に障害があり運転に支障のある方。
- ③ 過去に無免許運転、取消処分のある方。（普通車）
- ④ 過去に交通違反の前歴がある為、欠格期間が終了していない方。免許を受けられない方。（他車種）
※欠格期間が不明確な方は、各都道府県の運転免許センター（運転免許試験場）の「受験相談窓口」にて欠格期間の終了日をご自身でご確認下さい。
- ⑤ 妊娠中の方。
- ⑥ 身体に障害をお持ちの方、又は、運転に影響する病気（症状）やケガがある方は予め各都道府県の運転免許センター（運転免許試験場）等の「安全運転相談窓口」にて適性相談をお受けください。
尚、『安全運転相談修了書』は入校時に必ずお持ちください。
※入校時、学校で適性相談が必要と判断した場合ご入校できません。
- ⑦ 日常の日本語の読解ができない方。
- ⑧ 刺青・タトゥー・類似するものをされている方。（種類、大きさ、形を問わず学校判断となります）
爪の長い方、付け爪、スカルプやジェルネイルをしている方。
カラーコンタクト（サークルレンズ、ディファイン含む）を装着している方。
- ⑨ 指の欠損がある方。
- ⑩ 必要書類が不備のため、入校手続きに支障のある方。
- ⑪ 弊社規定により 60 歳以上の方。
- ⑫ 第 12 条に該当する方。
- ⑬ 二輪車の入校希望の方で、センタースタンド掛け、引き回し、両足がきちんと地面に着くかの検査をし、入校が不適切と判断された方。
- ⑭ 菊川市、掛川市、袋井市、周智郡、御前崎市（旧浜岡町）、島田市（旧金谷町）に居住または住民票及び本籍のある方。
- ⑮ 当校が入校に不適切と判断した方。（学校の指示に従えない方。粗暴な言動や大声など他人に迷惑をかける恐れがあるもしくは威圧すると判断した場合）
- ⑯ 学校が正しい運転操作ができないと判断した方。
- ⑰ 上記項目が確認できない場合またはご協力いただけない場合はご入校できません。

（2） 入校後に上記項目に関して虚偽の申請または該当した場合、即時退校となります。

第2条（予約、本契約成立と解除権）

- （1） 予約成立とは、お客様からの予約申し込みをいただき、静岡菊川自動車学校（以下弊社という）が所定の予約手続きを開始（予約内容確認書及び請求書の発送）したことにより、予約成立として効力を有するものとします。
- （2） 本契約成立とは、予約成立後、弊社が教習料金の全額を受領した時に本契約成立とします。（ローンの場合、信販会社からローンご利用の許可がなされた日とします。）
尚、20 歳未満の方は保護者の同意（署名、捺印など）が必要となります。

(3) お客様の解除権

本契約成立後のお客様都合による契約解除（キャンセル）は以下のキャンセル料をいただきます。教習料金受領済みの場合は、キャンセル料及び振込手数料を差し引きご返金いたします。（入校日の変更については該当致しません。）

■契約成立後～前日まで税込み料金の10% ■入校日当日は税込み料金の20%

(4) 学校の解除権

天災地変、労働争議、官公庁命令、法令の制定・改廃、不可抗力、その他やむなき事由により安全かつ円滑な教習実施が不可能と弊社が判断した場合は契約の解除、または教習継続の為に日程・宿泊施設を変更する場合があります。（この場合キャンセル料はいただきません。）

(5) 合宿免許エージェントから契約の方

予約、本契約成立と解除権は契約エージェントの規則に従います。

第3条（教習料金と教習料金の変更）

(1) 合宿教習料金表の通りです。

(2) 合宿料金に変更となる場合には、ご通知致します。

改訂となる場合は、差額をご返金又はご請求させていただきます。

第4条（お客様の入校成立）

当校への入校成立は、入校申込書、誓約書に署名捺印した時点で成立するものとする。

第5条（お客様の義務）

お客様は入校後、入校に関する規約、入校誓約事項、合宿規定、宿泊施設御利用の注意事項及び学校職員の指導・指示に従っていただきます。

第6条（学校の免責事項）

(1) お客様が次に例示するような事由により損害を被られた場合においては、弊社は責任を負いません。

- ① 天災地変、官公庁命令、法令の制定・改廃、その他弊社が管理できない事由により生じる教習の変更もしくは教習の中止。
- ② 入校時に申込み条件に触れ（適合）入校できなかった場合の交通費。
- ③ 入校時の適性試験・学力テストで不適正となり入校できなかった場合。
- ④ 合宿期間中のお客様や相手による故意または不注意による事故・いたずら・傷病等により被った損害。
- ⑤ 教習中の事故による損害で弊社が加入する損害保険の補償範囲の限度を超え被った損害。
- ⑥ その他の弊社および宿泊施設の責によらずに生じた損害。
- ⑦ 自由行動中の事故。
- ⑧ 盗難。

第7条（お客様の責任）

(1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が本規約、第5条の規則等を守らない場合、もしくは守らなかった事により弊社又は他のお客様が損害を受ける恐れがある場合、又は、受けた場合即時退校していただきます。

この場合、入校時お支払いいただいた教習料金は返金いたしません。また、弊社が損害を受けた場合には損害賠償を請求させていただきます。

(2) お客様の故意並びに自己都合、または不注意（病気も含む）による教習の未受講の場合、キャンセル料及びその未受講によって生じる延長料金をお支払頂きます。（ホテル税込 11,000 円/1 日 宿舎税込 7,700 円/1 日）

第8条（中途解約）

中途解約とは、弊社にて入校手続き及び適性試験（視力検査等）を受けた後、あるいは教習を受ける為に宿泊した後、お客様自身の都合で教習を中止した場合をいいます。また、合宿期間中に弊社および宿泊施設から無断で離れ、連絡がない場合も中途解約とみなします。その場合、外出期間中の宿泊費も第7条（2）の延長料金に含みます。

第9条（中途解約精算方法）

お客様のご都合による途中解約は、教習期限内にご本人又はご本人が委任する代理人の申し出により所定の手続きを行います。その場合、弊社規定の計算方法に基づき、当日までの必要費用の実費、解約手数料を差し引いて返金いたします。（ただし、キャンペーン期間中の入校、教習の進捗によってはご返金できない場合、あるいは追加料金を請求する場合がございます）。なお、必要費用の実費とは、入所金（入学金）・学科教習料金・技能教習料金・検定料金・教材費・宿泊費・食費・その他諸経費のことを指します。往復交通費は自己負担となります。教習期間を経過したものは返金できません。

第10条（最短日数）

- （1） 免許の種類により、卒業までの最短日数を定めておりますが、お客様の能力によりまして卒業までの日数が異なります。また、天候異変、事故、渋滞で教習ができない場合も卒業が延長されます。
- （2） 合宿期間中は原則として一時帰宅することはできません。やむを得ず一時帰宅される場合は、弊社の許可を得て一時帰宅となります。その際に生じる日程の延期、追加料金等に関しては異議申し立てをしないものといたします。

第11条（交通費）

交通費はお客様の負担となります。

第12条（反社会勢力の排除）

- （1） 暴力団関係者及び反社会的勢力（「企業が反社会勢力による被害を防止する指針」（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申合）参照）に該当する方は入校できません。
- （2） 弊社は、入校後申込者が暴力団関係者及び反社会的勢力に該当することが明らかになった場合、直ちに退校していただき一切の返金に応じることは致しません。

第13条（その他）

- （1） 入校日の変更等は、入校日の7日前迄にお申出ください。ただし、定員枠がない場合は変更できません。
- （2） 運転免許ローンをご利用の場合は、入校日の2週間前までのお申込となります。（審査等に時間がかかる為）
- （3） ペット（生き物）・酒類の持込は一切禁止いたします。
- （4） 食物アレルギーのある方は事前にお申し出下さい。（入校できない場合がございます。）
- （5） 教習開始後（学科1受講）、MTからATへ変更した場合、差額は返金致しません。
- （6） 合宿代理店様からのご契約の方は代理店様の規約に従っていただきます。

第14条（個人情報）

個人情報につきましては、静岡菊川自動車学校の連絡事項及び情報提供以外には使用致しません。この目的以外の第三者に譲渡、提供することはありません。

付 則

本規程は令和6年12月1日より施行する。